

# 中小企業経営改善支援事業補助金

県では、国の経営改善計画策定支援事業を利用する中小企業者等に対し、計画策定に要する経費の一部を補助します。

## 補助対象者

国が実施する下記事業のうち、令和5年10月2日以降にいずれかの支払通知を受けた者

- 経営改善計画策定支援事業（405事業）
- 早期経営改善計画策定支援事業（ポストコロナ事業）

## 補助率及び上限額

経営改善計画策定に要する経費※

〔自己負担分の半額補助〕  
補助上限額：50万円

早期経営改善計画策定に要する経費※

〔自己負担分の半額補助〕  
補助上限額：3.75万円

※ 消費税は対象外

## 申請期間

令和7年3月14日まで（必着）

※予算に達し次第、受付を終了します。

## 必要書類

- (1) 中小企業経営改善支援事業補助金交付申請書（第1号様式または第2号様式）
- (2) 沖縄県中小企業活性化協議会が発行した「計画策定費用支払通知書」の写し
- (3) 履歴全部証明書の写し
- (4) 納税証明書の写し（原則3か月以内）
- (5) 誓約書（第3号様式）

## 【お問合せ】

沖縄県 商工労働部 中小企業支援課  
TEL:098-866-2343 FAX:098-861-4661  
Email : aa052108@pref.okinawa.lg.jp

詳細や様式については  
県ホームページへ  
掲載しています

